

トキメキ投資オンライン教室 (最初の一歩編)

第2章

NISAとiDeCoについて 証券会社の選び方・口座開設の仕方

2020年 5月14日

株式会社トキメキ投資教室
代表取締役 なかまつ小百合

●国からの2つのプレゼント・NISA(小額投資非課税制度)とiDeCo(個人型確定拠出年金)

NISA・発祥はイギリスのISAという投資の非課税制度。その日本版

○2014年1月スタート

○小額・・・120万

○期間・・・5年間

○投資・・・株・ETF(上場投資信託)・REIT(不動産投資信託)・
普通の投資信託

○非課税・・・5年間の売買による利益・配当の利益が非課税

○非課税の5年間は銘柄ごとに個別に10年まで延長可

NISAを使ってるのは、わずか5%だけ！

●iDeCo(個人型確定拠出年金)

～自分の年金を投資で作る～

○個人型・・・自分でお金を出してつくる年金

○年金・・・60歳まで引き出せない

○掛金・・・職業によって変わる。

個人事業主・・・6万8000円

会社員・・・企業年金や企業型確定拠出年金(401K)で有無で変わる1万2000-2万3000円に

公務員・・・1万2000円

主婦/主婦・・・2万3000円

iDeCoの最大のメリットは掛金全額所得控除（掛け金は、所得からなかったことに）

- 5000円から始められる
- 使えるのは投資信託・定期・保険
 - ➡定期！はものすごい利子の貯金の効果あり
- かけられるのは60歳まで
- 60歳から70歳までに一括または年金で受け取り

●一般NISA(少額投資非課税口座) と積立てNISAとこどもNISA

こどもNISA

- 0歳から19歳までできる
- 子供と相談して運用を決めて、子供さんの投資の英才教育を
- 18歳まで引き出せない。

積み立てNISA

- 2018年1月からスタート
- 投資信託しかできない
- 年間40万まで
- 一般NISAと積み立てNISAどちらかしかできない。
【一般NISAか積み立てNISAの確認事項】
- 5年VS20年
- 株をするのかしないのか

勉強するなら

- とりあえず一般NISAからGO!

証券口座どこで開けるのか

- 証券口座どこで、いくつ開けてもいい。
- NISA口座やiDeCo 開けられるのは、たった1社。

【NISA口座をどこで開けるかを定めるためのチェックポイント】

- ◎IPO（新規上場）を取れる証券会社
- ◎単元未満株（100株以下）での売買ができる証券会社
- ◎外国株が買える証券会社
- ◎お客様窓口のフリーコールがつながりやすい証券会社
- ◎取り扱い銘柄が多い。
- 証券会社ランキングは、要チェック。しかし証券会社がスポンサーの広告的な記事も多い
- 積み立てで購入することができる証券会社
- 検索ツールが有能・新着ニュースが豊富な会社

いい営業マンの見極め方

○例えば「AIがこれからは注目されます！」と一つの投資信託を提案された時に、

「いいと思うけど、これと同じようなもので、手数料の安いものを持ってきてよ。」

と言って見て。

さあ、どうするか。

パフォーマンス（値段の上昇が大きいもの）がいいもの
コストがいいもの（安いもの）
を持ってくるか、見極めどころ。

○あなたが熟練したら、さらに素晴らしい、問いかけができるはず。

○（年齢に関係なく）尊敬できる営業マンか。

営業マンと対等に話をできる顧客になろう！

証券口座を作るために何が必要か

- マイナンバーカードがあれば、それ1枚でできる。
- 通知カードであれば、運転免許書と2枚あればOK
(さらに保険証を求められるところも)
- WEB登録(パソコンやスマホ)でするのが、最短で開設できる。
- 口座解説はすごくめんどくさいこと、難しい言葉を聞かれると、覚悟しておいて。

証券口座解説で知ってほしい言葉

- 一般口座・・・一つひとつの取引が全てでてくる。
 - 特定口座・・・年間取引報告書を作る。
 - (源泉徴収あり)・・・証券会社があなたに変わって、確定申告をしてくれる。
 - (源泉徴収なし)・・・自分で確定申告をする。
 - NISA口座・・・たったひとつ開けられる、非課税口座。ここで売買したら、売却益・配当所得が非課税になる。
- 確定申告・・・プラスの時に申告するだけではなく、マイナスが出たときに、3年にわたって損失を取り戻すことができる。

失礼なことを聞かれる証券口座開設

- 金融資産や、収入を聞かれるのは、あなたを守るため
- ウェブ証券でも、必要な情報を見せて、それをチェック
- 配偶者の勤め先、所属部署の電話番号のヒアリング⇒インサイダー取引の防止のため。

* インサイダー取引

会社内部の重要な事実を知る人が、情報公開前に株式を売買すること。

違反すると、罰金・懲役刑になり、法人は5億円以下の罰金が科せられる。